

## ○奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱

【平成3年3月18日 告示第85号】

改正 平成3年5月24日告示第195号  
平成5年3月26日告示第89号  
平成6年3月24日告示第95号  
平成9年12月9日告示第521号  
平成12年6月27日告示第269号

平成24年3月29日告示第175号  
平成29年3月31日告示第204号  
平成30年4月25日告示第274号  
令和元年6月25日告示第106号

### (目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器又はダンボールコンポスト（以下これらを「生ごみ処理機器」という。）を購入する者に対し助成金を交付することにより、生ごみの自家処理を促進し、これの減量を図ることを目的とする。

### (定義)

第1条の2 この要綱において「生ごみ処理機」とは、電動又は手動でかくはん等することにより、生ごみを分解又は乾燥させ、堆肥化又は減容化することを目的として製造された処理機で、市長が適当と認めたものをいう。

2 この要綱において「生ごみ堆肥化容器」とは、コンポスト容器、ボカシ等容器など、生ごみを分解し堆肥化することを目的として製造された耐久性のある容器で、市長が適当と認めたものをいう。

3 この要綱において「ダンボールコンポスト」とは、家庭から出る生ごみをピートモス等の基材とともに段ボール箱に入れ、その中で減量・堆肥化することを目的として製造された段ボール製の容器及び基材等一式で、市長が適当と認めたものをいう。

### (対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 購入した生ごみ処理機器を市内に設置し、適正に維持管理ができること。
- (3) 堆肥化又は減容化された生ごみを自ら適正に処理することができること。
- (4) 市税の滞納がない者

### (助成金の額及び助成基数)

第3条 助成金の額は、生ごみ処理機器の購入価格（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。なお、生ごみ堆肥化容器については、購入価格の3分の2の額とする。ただし、次に掲げる生ごみ処理機器の区分に応じ、1基につき、当該各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 生ごみ処理機 30,000円
- (2) 生ごみ堆肥化容器 7,000円
- (3) ダンボールコンポスト 2,000円

2 助成金の交付の対象となる生ごみ処理機器の数は、1世帯（同居世帯は、1世帯とする。）につき、次のとおりとする。この場合において、助成金の交付を受けた生ごみ処理機器（ダンボールコンポストを除く。）で、購入から5年を経過したものは、当該数に含まないものとする。

- (1) 生ごみ処理機 1基
- (2) 生ごみ堆肥化容器 2基以内
- (3) ダンボールコンポスト 4基以内（単年度当たり。交付の申請は1月に1基に限る。）  
（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機器購入日の属する年度の末日までに、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機器購入に要した費用が明記された領収書の写し
- (2) 生ごみ処理機器設置後の状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等の通知）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、助成金の交付の可否を決定し、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の取下げ）

第6条 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付請求）

第7条 助成金の交付決定を受けた申請者は、速やかに奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者（以下「対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したと認められるとき。

（助成金の返還命令）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、対象者に対し、奈良市生ごみ処理機器購入助成金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（生ごみ処理機の処分の制限）

第10条 対象者は、助成金の交付を受けた日から5年（ダンボールコンポストについては、3箇月）を経過する前において、当該助成金の交付を受けた生ごみ処理機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 対象者は、生ごみ処理機器購入に係る関係書類を、助成金の交付を受けた日から5年間保管しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月24日告示第195号）

この告示は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日告示第89号）

（施行期日）

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、既にこの告示による改正前の奈良市生ごみ堆肥化容器及び家庭用簡易焼却炉購入助成金交付要綱第8条の規定により容器の購入に係る助成金の交付を受けている者については、当該容器はこの告示による改正後の奈良市生ごみ堆肥化容器及び家庭用簡易焼却炉購入助成金交付要綱第3条第2項に規定する助成金の交付の対象となる容器の基数に含むものとする。

附 則（平成6年3月24日告示第95号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月9日告示第521号）

（施行期日）

1 この告示は、平成9年12月27日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の奈良市生ごみ堆肥化容器及び家庭用簡易焼却炉購入助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定に基づき家庭用簡易焼却炉の助成金の交付申請があったものについては、なお従前の例による。この場合において、改正前の要綱第7条中「市長に提出」とあるのは、「市長に平成10年2月10日までに提出」とする。

附 則（平成12年6月27日告示第269号）

（施行期日）

1 この告示は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第10条並びに別記第4号様式及び第5号様式の改正規定は、同年7月1日から施行する。

（奈良市生ごみ堆肥化容器取扱指定店の認定の失効等）

2 平成12年6月30日において、現に行われている奈良市生ごみ堆肥化容器取扱指定店の認定は、同年9月30日限り、その効力を失う。

3 前項の指定店の認定を受けている者は、平成12年9月30日までに委任を受けた生ごみ堆肥化容器に係る助成金の交付を、同年10月31日までに請求しなければならない。

附 則（平成24年3月29日告示第175号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第204号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同年6月1日以後に生ごみ処理機器を購入した者に適用する。

附 則（平成30年4月25日告示第274号）

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第106号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。同年4月1日以後に生ごみ処理機器を購入した者に適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請書

（申請日）  
年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者  
住所  
ふりがな  
氏名  
生年月日 年 月 日  
電話番号

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。  
また、私（申請者）の「市税の納入状況」について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

設置した生ごみ処理機器に関する事項	助成金の名称	奈良市生ごみ処理機器購入助成金
	助成金の申請金額	_____円
	設置場所	〒 奈良市
	購入価格	_____円 ※消費税を除く。
	処理容量	リットル
	製品名	
	製造会社	
	購入日	年 月 日
	添付書類	(1) 生ごみ処理機購入に要した費用が明記された領収書の写し (2) 生ごみ処理機設置後の状況が確認できる写真 (3) その他市長が必要と認める書類
	※ 主務課長の意見	

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式 (第5条関係)

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付 (不交付) 決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者  
住所  
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長



決定内容	交付 ・ 不交付
交付決定額	円
不交付の理由	

第3号様式（第6条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付申請取下届出書

年 月 日

（宛先）奈良市長

奈良市生ごみ処理機器購入助成金について、交付申請を取り下げたいので、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
届 出 者 氏 名			
住 所	電話番号（ ）		

第4号様式（第7条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

奈良市生ごみ処理機器購入助成金について、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第7条の規定により請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
フリガナ			
請求者氏名			
住 所	電話番号 ( )		

請求金額	円
------	---

交付される助成金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関	預金種別	口座番号
銀行	支店 普通（総合） 当座	
農協	店番 フリガナ	
信金	口座名義人	

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。



第5号様式（第9条関係）

奈良市生ごみ処理機器購入助成金返還命令書

申請者  
住所  
氏名 様

奈良市生ごみ処理機器購入助成金の交付について、奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
返還金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還理由			

第6号様式 (第10条関係)

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申 請 者  
住 所  
氏 名

奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他 ( )		
処分の時期	( 年 月 日から 年 月 まで)		
処分の理由			
処分の条件			